

原村結婚相談員 募集要項

結婚を希望する独身の方々が円滑に結婚できるように、出会いから成婚までの支援をしていただく、原村結婚相談員を募集します。

1 応募対象

次の要件をすべて満たす方。

- (1) 村内在住又は村内在勤で、20歳以上の方であること。
- (2) 結婚紹介業者又は結婚紹介業者と契約していない者であること。
- (3) 営利・勧誘目的、政治的活動及び宗教的活動をしない者であること。
- (4) 原村暴力団排除条例第2条第2号（平成24年条例第25号）に規定する暴力団員又は暴力団員と関係を有する者でないこと。

2 活動内容

次の活動を行っていただきます。

- (1) 独身男女及びその家族等への出会いから結婚に至るまでの相談や助言等。
- (2) 結婚活動組織「ハラ・トレンドィクラブ」（以下「クラブ」という。）への入会促進、申込み受付。
- (3) 独身男女の出会いの場の提供。
- (4) 独身男女への出会いに関するイベント等の情報提供及び参加の働きかけ。
- (5) 研修会等への参加。
- (6) 活動報告書の提出。
- (7) その他、結婚を望む方を支援する活動。

3 主な活動

- (1) 結婚相談 毎月第3土曜日 13:00～17:00（事前予約受付分のみ）
その他の日も事前予約制で相談実施
内容 結婚相談、アドバイス、情報提供、クラブ入会受付、等
- (2) お見合い立ち合い 随時
お見合い会場での引き合わせ、一部同席
- (3) イベント等協力
村が開催する婚活イベント等への協力

4 謝礼等

村が依頼した活動を実施した場合に、次のとおりお支払いします。

- (1) 謝礼 村の規定による（1日6,000円）。
- (2) 費用弁償 村外で活動した場合のみ、村の規定による。

5 応募方法

電子申請又は必要書類を原村役場企画財政課企係へご提出ください。

(1) 電子申請

URL <https://logoform.jp/form/usSk/142187>



(2) 持参・郵送・電子メール

提出書類を次のいずれかの方法でご提出ください。

【提出書類】

- ①原村結婚相談員申込書(別記様式)
- ②本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等の写し)

【提出方法】

(持参) 原村役場 企画財政課 企画係
平日 8 時 30 分から 17 時 15 分

(郵送) 〒391-0192 原村 6549 番地 1
原村役場 企画財政課 企画係 結婚相談担当 あて

(電子メール) kikaku@vill.hara.lg.jp

6 留意事項

- (1) 結婚相談員の委嘱期間は、委嘱した日から 1 年を経過する年度の末日までとします。ただし、再任(更新)も可能です。
- (2) 虚偽の申込みが判明した場合、誓約書の記載事項に反した場合、社会的信用を損なう恐れがある等、結婚相談員として不適当であると村が認めた場合は、委嘱を取り消す場合があります。
- (3) 活動において知り得た秘密及び個人情報を、相談者本人の了解なく開示、漏えい、利用等しないでください。

7 問合せ先

原村役場 企画財政課 企画係 電話 79-7942 (直通)